

## 保育所保育指針改定による川崎市「保育の質ガイドブック」に関する修正内容について

番号	頁 項目	新30.4 予定 ガイドブック ●改定指針内の章立て記載箇所 ※ 理由	旧29.3 ガイドブック
1	P1 2 保育所の役割 1 行目	(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号) ※改定による告示年月日の変更。	(平成20年3月28日厚生労働省告示第141号)
2	P1 (2) 保育所の特性の2行目	子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、 ●第1章 1 (1) ア ※ 前回指針にあり作成時抜けていた。	なし
3	P1 (4) 保育士の専門性 4 行目	り、その職責を遂行する為に専門性の向上に絶えず努めなければならない。 ●第1章 総則 (1) エ ※ 新たに明記され追記。	なし
4	P2 2 行目	第1章 ※漢字がローマ数字表記になったため。	第1章
5	P4 視点②	視点② 全体的な計画の策定及びそれに基づいた保健計画や食育計画等の作成と保育の実施 ●第1章 3 (1) ※全体的な計画及び～に変更のため。	②保育課程の策定、保育指導計画の作成と保育の実施
6	P4 視点②あるべき姿～8行目	保育指導計画及び保健計画や食育計画を通じて子ども達が主体的～ ●5番に同じ。	保育実践を行い、子ども達が主体的～
7	P4 視点③あるべき姿～【ポイント】 2行目と最下段2行	* 2乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるように *2乳児保育のねらい・内容についての視点として、 身体的発達では【健やかに伸び伸び育つ】、社会的発達では【身近な人と気持ちが通じ合う】、精神的発達では【身近なものに関わり感性が育つ】としています。 ●第2章 1 (1) イ ※ 乳児保育の大切さが示されたため追記。	乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるようにのみあり。
8	P4 視点③あるべき姿～【ポイント】 下3行目	愛情豊かに応答的に ●第2章 1 (1) ア ※「愛情豊かに、応答的に」と示されたため追記。	なし
9	P5 視点③あるべき姿～7行目	、幼児教育を行う施設として* 3「育みたい資質能力」を一体的に育むように保育し ●第1章 4 (1) ア (ア) ～ (ウ) ※生涯にわたる生きる力の基礎を培うために～明記されたため追記。	態度が培われるように関わることが求められます。

10	P5 視点③あるべき姿～9行目	<p>*<sup>3</sup>「育みたい資質能力」とは【知識及び技能の基礎】【思考力判断力表現力の基礎】【学びに向かう力人間性等】です。それぞれを個別に指導するのではなく、保育所保育の特質を踏まえ、子どもを主体として共感し、友達との遊びや豊かな体験への興味や関心等を通して育んでいきます。</p> <p>●第1章 4 (1) ア(ア)～(ウ)</p> <p>※ 詳細に追記。</p>	なし
11	P5 視点③あるべき姿～【ポイント】1行目	<p>*4「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」</p> <p>●第1章 4 (2) ア～コ</p> <p>※ 10の姿を追記。</p>	「 <u>幼児期の終わりまでに育ってほしい姿</u> を
12	P5 視点③あるべき姿～【ポイント】7行目～11行目	<p>*4「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は【健康な心と体】【自立心】【共同性】【道徳心・規範意識の芽生え】【社会生活との関わり】【思考力の芽生え】【自然との関わり・生命尊重】【数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚】【言葉による伝え合い】【豊かな感性と表現】の10の姿があります。それぞれは個別に就学前の時期に身につけるのではなく、環境を通して行われる様々な経験を重ねながら育みます。10の姿を念頭に各年齢の発達過程に即して指導計画を作成することが重要です。</p> <p>●※ 11番に同じ。</p>	なし
13	P6 視点⑤【ポイント】	<p>安全な保育環境を確保し、事故防止の取組を行う際には、特に睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえて、場面に応じた適切な対策を講じることが重要です。また</p> <p>●第3章 3 (2) イ</p> <p>※ 保育園における重大事故が発生しやすい内容について追記されたため。</p>	なし
14	P7 視点⑥2つ目の【ポイント】3行目	<p>保育所の特性を生かした「食を営む力」の育成に向け食</p> <p>●第3章 2 (1)</p> <p>※ 保育所の特性が追加「食を営む力」も加え記載。</p>	なし
15	P8 視点⑦あるべき姿～の3つ目(5行目)	<p>○アレルギー疾患を有する子どもの保育については保護者と連携し、情報を共有しながら医師の診断及び指示に基づき適切な保育を行っている。</p> <p>●第3章 1 (3) ウ</p> <p>※ アレルギー疾患～に対する適切な対応と安全な環境の整備が追記されたため。</p>	なし
16	P9 視点⑨タイトル	<p>保護者との相互理解</p> <p>●第4章 2 (1)</p> <p>※保護者との相互理解と追加されたため変更。</p>	保護者への子育て支援の取組
17	P9 視点⑩タイトル	<p>保護者の状況に配慮した個別の支援</p> <p>●第4章 2 (2)</p> <p>※表記が変更になったため。</p>	多様な子育てニーズへの対応

18	P9 視点①あるべき姿～○2つ目	○外国籍家庭など特別な配慮を必要とする家庭の場合には状況等に応じて個別の支援を行っている。 ●第4章 2(2)ウ ※ 外国籍家庭など特別な配慮～が追記のため。	なし
19	P11 視点②	視点② 安全管理・災害への備え ●第3章 4(2)ア ※ ●(2)の表記により変更。	安全管理の取組
20	P11 視点②あるべき姿～の2つ目の○	○及び緊急時の対応についてのマニュアルを作成 ●※ 19番に同じ。	○安全管理、事故防止マニュアルを整備し、災害や事故及び
21	P12 5「保育の質の維持向上に向けた取組強化5行目	施設長のリーダーシップのもと、保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、 ●第5章 4(1) ※キャリアパス等も～「保育士のキャリアアップのしくみと処遇改善～」と示され追加。	なし
22	P12 ◎1つ目	◎体系的な研修計画の作成 (保育士等キャリアアップ研修) ●※ 21番に同じ。	◎充実した研修の実施( )内にはなし
23	P15 視点①の着眼点 保育理念・基本方針のstep2	step2: 全体的な計画 ●※ 5番に同じ。	保育課程
24	P15 視点②着眼点 全体的な計画	全体的な計画 保健計画・食育計画を ●※ 5番に同じ。	保育課程 なし
25	P16 視点③の着眼点 3つ目 養護…情緒の安定のstep2	step2: くつろいで共に ●第1章 2(2)イ(ア)④ ※ 明記されたため追記。	なし
26	P17 視点③着眼点 養護と教育の一体化のstep1	幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を見通した関わりをしている。 ●※ 9番に同じ。	発達に応じた活動ができるような
27	P18 ⑤着眼点 1行目事故防止の取組のstep1	step1: 特にプール活動や水遊びを行う場合は役割分担を明確にしている。 ●※ 13番に同じ。	なし
28	P19 視点⑦の着眼点 step1～3	アレルギーを有する子どもの保育 step1: 保護者と連携し医師の診断に基づいて適切な保育を行っている。 step2: 全職員の共通理解のもと、関係機関と連携して保育所の体制構築など安全な環境の整備をおこなっている。 step3: 看護師や栄養士が配置されている場合にはその専門性を活かした対応をしている。 ●※ 15番に同じ。	なし
29	P20 視点⑨の着眼点 情報提供による支援 step1	step1 全体的な計画 ●※ 5番に同じ。	保育課程

30	P21 視点①着眼 点保護者に対する 個別支援 step1~3	<u>保護者に対する個別支援</u> <u>step1：コミュニケーションを深めながら、保護者が必要としている適切な援助をおこなっている。</u> <u>step2：異文化を持つ家庭を考慮し、国の生活、文化を理解した対応をおこなっている。</u> <u>step3：保護者の状況を考慮して他機関と連携しながら個別に支援している。</u> ●※ 16番に同じ。	なし
31	P25 視点②の着 眼点の2つ目	<u>災害発生時の対応体制及び避難への備え</u> <u>step2：災害発生時の具体的内容や手順に関するマニュアルを作成し、</u> ●※ 19番に同じ。	<u>防災、防犯訓練の計画及び実施</u> step2： <u>安全管理及び事故防止マニュアルを活用し</u>